

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年12月号 | No. 12/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 出願の国際公開が 500 万件に

特許協力条約 (PCT) は、運用が開始されてから 47 年目となり、2024 年 11 月 28 日には PCT 出願の 500 万件目が国際公開され、本条約と WIPO の歴史における重要な節目となりました。

500 万件目の国際公開は、サムスン電子 (Samsung Electronics Co. Ltd.) による出願でした。韓国を拠点とする同企業は 2024 年における PCT 出願件数第 2 位の出願人で、約 4000 件の国際出願を行っています。この発明は「画像処理装置及び画像処理方法」(PCT/KR2024/095488、WO/2024/242518) に関するもので、写真の画像の安定性を高めて、携帯電話の写真をより鮮明にさせることを目的としています。当出願は、以下のリンクに公開されています。



<https://patentscope.wipo.int/search/en/detail.jsf?docId=WO2024242518>

WIPO のダレン・タン事務局長は「WIPO の PCT は、約 50 年にわたるその歴史の中で、Bluetooth やロボットから、インターネットや携帯電話のアーキテクチャ、CRISPR、生命を守るワクチン、そして現代の電気自動車に至るまで、数々の偉大な発明を国境を越えて世界に広めるのに貢献してきました。」そして「複数の国での特許取得を目指すイノベーターにとって、PCT は有力な選択肢です。WIPO は、最も貴重な天然資源である人間の創造力の具現化を促進するために、世界中の出願人と潜在的ユーザを支援するという PCT の目的を追求していきます。」と述べています。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーやその他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダー (英語版) をご参照下さい。

さらに事務局長は「注目すべきことに、PCT の 500 万件目の特許出願は韓国を拠点とする企業による出願です。韓国は、PCT の運用年数とほぼ同じスパンで、イノベーションと技術、創意工夫、そして人的能力を活用して経済変革を実現した国です。韓国が示しているように、知的財産が促進するイノベーションは、人類の進歩の主要な推進力となります。」とコメントしました。

詳細は、2024 年 12 月 2 日付の WIPO プレスリリース PR/2024/930 に掲載されています。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0018.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

リヤド意匠法条約: グローバルな創造性のためのデザイン保護の効率化

2024 年 11 月 22 日、WIPO 加盟国はリヤド意匠法条約を採択し、世界中のクリエイターの意匠保護のプロセスを簡易にする重要な節目となりました。

現在、意匠保護のプロセスは国によって異なり、ある国では「登録意匠」として意匠を出願し、他の国では「意匠特許」として特許法の下で意匠を保護しています。デザイナーは、保護を求める国の知的財産庁が定める出願手続に従わなければならないが、また、意匠権は属地主義であるため、デザインを保護したい国や地域ごとに同様の手続を踏む必要があります。

(最終段階の交渉が行われた都市名を冠する) 本条約は、デザイナーが国内外で意匠を保護することをより簡単に、より早く、そしてより手頃な料金とすることで、意匠分野における国際的な協力とイノベーションを促進することを目的としています。

リヤド意匠法条約は、WIPO 加盟国が 2024 年に採択した二つ目の条約となります。WIPO ダレン・タン事務局長は、新条約はデザイナーにとって重要であることを強調し、特に小規模で活動するデザイナーや零細・中小企業 (SMEs) にとって意匠登録のプロセスが大幅に効率化される点に言及しました。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

既存の PCT-PPH 試行プログラムの期間延長 (欧州特許庁 (EPO) とブラジル国立産業財産機関 (INPI))

EPO と INPI 間ですでに実施されている PCT-PPH 試行プログラムが、2024 年 12 月 1 日から 2029 年 11 月 30 日まで 5 年間延長されました。

詳細は、以下のリンクをご利用下さい。

- <https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/11/a99.html>
- https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/pph/arquivos/parceiros/epo/mou_pph_inpi_epo_2024_pt_13_11_24_a_ssinado.pdf

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (中国国家知識産権局 (CNIPA) とニュージーランド知的財産庁 (IPONZ)、欧州特許庁 (EPO) とニュージーランド知的財産庁 (IPONZ))

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが、CNIPA と IPONZ 間で 2024 年 11 月 1 日から、EPO と IPONZ 間で 2024 年 12 月 1 日から開始しました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において CNIPA 又は EPO が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少

なくとも一つ存在する場合)を得た PCT 出願に基づき、国内段階で IPONZ に対し早期審査の利用が可能となります。

詳細は、以下のリンクをご利用下さい。

- https://english.cnipa.gov.cn/art/2024/10/29/art_1356_195763.html
- <https://www.iponz.govt.nz/get-ip/patents/apply/expedited-examination-for-patent-applications/cnipa-pph/>
- <https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/11/a98.html>
- <https://www.iponz.govt.nz/get-ip/patents/apply/expedited-examination-for-patent-applications/european-patent-office-patent-prosecution-highway/>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を含み更新されました (https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)。

国際出願の電子出願と処理

ドイツ特許商標庁

受理官庁としてのドイツ特許商標庁 (DPMA) は、すでに ePCT 出願を利用した国際出願を受理しています。当該官庁は、電子形式による国際出願の提出や処理に関する自庁の通知 (2012 年 5 月 19 日付 (132 ページ以下参照) と 2022 年 8 月 18 日付 (225 ページ) の公示 (PCT 公報) に掲載) に関する変更を国際事務局 (IB) に通知しました。この変更は、2025 年 1 月 1 日付で EPO スマートカードが無効となるため、EPO の eOLF ソフトウェアと EPO の Online Services Smartcard を使用して DPMA に PCT 出願を行うことができなくなることに関連するものです。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件と運用を記載した修正版の通知は、2024 年 11 月 28 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (DE) が更新されました)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注: DAS に関する一般説明)

PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、認証謄本を提出したり提供しよう手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう請求することができます。但し、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はないことにご留意下さい。

ドイツ特許商標庁

ドイツ特許商標庁は、2024 年 11 月 25 日から、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の提供庁として運用を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。DAS 提供庁としては、同日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、認証謄本の提供は、出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=13978

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.1)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づく通知 (スペイン特許商標庁)

スペイン特許商標庁は、PCT 規則 82 の 4.1(d)の通知を国際事務局に行い、その中で、2024 年 10 月 28 日から 11 月 4 日までの期間に発生した大規模な洪水により、2024 年 11 月 5 日付の Royal Decree-Law 6/2024 の付属書に記載されている市町村 (<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2024-22928> 参照) に居住地又は登録された事務所を有している出願人が、上記期間中の洪水により、PCT 規則が定める期間を遵守できなかった場合には、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を当該官庁に請求できる旨、および証拠の提出が免除される旨を通知しました。

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算にあたり、2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において、国際事務局 (IB) が通常業務を行う目的で開庁しない日 (閉庁する日) は、以下のとおりです。

全ての土曜日、日曜日、及び

2025 年 1 月 1 日

2025 年 4 月 18 日

2025 年 4 月 21 日

2025 年 5 月 29 日

2025 年 6 月 9 日

2025 年 8 月 1 日

2025 年 12 月 25 日

2025 年 12 月 31 日

上述日は IB に限った閉庁日であり、PCT の役割を担う国内官庁又は広域官庁には該当しない点にご注意下さい。他の官庁の 2025 年の閉庁日については、当該情報が IB に提供されている場合には PCT ウェブサイトからご確認いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、当サービスの 2025 年度実施予定表の更新情報を掲載しました。当実施予定表には、参加徴収官庁が IB に対して行う手数料移転に関する通知の毎月の作成期日や送付期日、移転される手数料のリスト、そしてリストに表示されている手数料の額が IB に対して又は IB から設定され、移転されるのかがまとめられています。2024 年 12 月 5 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT アップデート

BY: ベラルーシ (手数料)

EP: 欧州特許庁 (EPO Web-Form Filing の廃止)

2025 年 1 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) は EPO Web-Form Filing を廃止し、EPO Web-Form Filing を利用した国際出願、国際出願に関するその他の書類や通信を受理しない旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引、附属書 B (EP) が更新されました)

IB: 国際事務局 (手数料)

2025 年 1 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う以下の手数料のユーロ及び米国ドルでの換算額が、下記のとおり変更になります。

送付手数料:	107 ユーロ	117 米国ドル
優先権書類の手数料:	53 ユーロ	58 米国ドル
航空便の追加手数料:	11 ユーロ	米国ドル [変更なし]

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

KZ: カザフスタン (所在地とあて名、インターネットアドレス、国際出願の写しの部数、代理人に関する要件、手数料)

SA: サウジアラビア (手数料、国際調査機関及び国際予備審査機関としての当該官庁の要件に関する情報)

サウジ知的財産機関 (SAIP) は、2024 年 12 月 15 日から、受理官庁である当該官庁に支払う国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、並びに国際予備審査機関である当該官庁に支払う取扱

手数料は、手数料表 I(a) に表示されるとおり、米国ドルに代えてサウジアラビア・リヤルで支払うこととする旨を IB に通知しました。

これを受けて 2024 年 12 月 15 日から、当該官庁に支払う国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額がサウジアラビア・リヤルで設定されました。同日以降に支払われるこれらの手数料の当通貨での額、手数料表の項目 4 に示されている適用される出願手数料減額の当通貨による額や取扱手数料は、手数料表 I(a) に表示されています。

また、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割を担う当該官庁の要件に関する情報は、PCT 出願人の手引の附属書 D と E (SA) 及び 2024 年 11 月 21 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C、D、E (SA) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (国立産業財産機関 (ブラジル)、米国特許商標庁 (USPTO))

2025 年 1 月 19 日から、米国特許商標庁 (USPTO) が実施する国際調査について、米国ドルで支払う額が変更になります。新料金とスイスフラン、ユーロ、ニュージーランドドルと南アフリカランドによる換算額は、手数料表 I(b) に表示されています。

また、同日から、USPTO での国際調査に関連するその他の手数料の額も、以下のとおり変更になります (最初の丸括弧内の額は「小規模事業者」による出願に適用され、二つ目の丸括弧内の額は「極小規模事業者」による出願に適用されます)。

追加調査手数料: 2,400 米国ドル (960) (480)

国際出願の一件書類に含まれる
文献の写しに係る手数料 (PCT 規則 94.1 の 3):

非米国特許文献、一部につき: 27 米国ドル (27) (27)

遅延提出手数料: 345 米国ドル (138) (69)

2025 年 2 月 1 日から、国立産業財産機関 (ブラジル) が実施する国際調査について、米国ドルで支払う換算額が変更になります。新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、US) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (米国特許商標庁 (USPTO))

2025 年 1 月 19 日から、国際予備審査機関としての USPTO に米国ドルで支払う以下の手数料の額が変更になります (最初の丸括弧内の額は「小規模事業者」による出願に適用され、二つ目の丸括弧内の額は「極小規模事業者」による出願に適用されます。角括弧内の額は、国際調査が USPTO 以外の官庁により実施された場合に適用されます)。

予備審査手数料: 705 米国ドル (282) (141)

[880 米国ドル (352) (176)]

追加予備審査手数料: 705 米国ドル (282) (141)

国際出願の一件書類に含まれる
文献の写しに係る手数料 (PCT 規則 94.2):

非米国特許文献、一部につき:	27 米国ドル (27)	(27)
遅延提出手数料	345 米国ドル (138)	(69)

(PCT 出願人の手引 附属書 E (US) が更新されました)

例外的な閉庁日

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2024 年 10 月 23 日から 25 日は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった (閉庁した) 旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁により IB に提供される各官庁の閉庁日の一覧が、上述の情報を含み更新されました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日 (閉庁した日) に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

PCT 関連資料の最新/更新情報

ディスタンスラーニングコース: 特許協力条約入門 (2025 年 1 月版)

WIPO が提供するディスタンスラーニングの PCT 入門コース (DL101PCT) が、PCT 全 10 言語で更新され、全ての言語版が 2025 年 1 月初旬にご利用いただける予定です。本コースは、PCT 制度の紹介と概要を提供しており、理解度と進捗度を計るテストを設けた完全な自主学习形式です。本コースの全工程修了時には、修了証のダウンロードが可能です。無料の本コース受講をご希望の方は、以下の WIPO アカデミーのページからご登録下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

なお、WIPO アカデミーの年末の休業に伴い、PCT 入門コースや知的財産に関するその他の WIPO アカデミーのオンラインコースの新規登録は、現在受け付けておりません。新規登録は、2025 年 1 月中旬以降、下記リンクにて可能となります。

https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/

PCT に関するウェビナー動画

WIPO 協賛のもとで PCT コンサルタントの Carl Oppedahl が最近開催した 7 回のウェビナー動画 (下部に表示された日付に配信済み)

- “Best practices for filing a PCT application in RO/US” (2024 年 11 月 7 日)
- “Best practices for presentation of priority claim in a PCT application” (2024 年 11 月 12 日)
- “Choosing a Receiving Office for your PCT application” (2024 年 11 月 14 日)
- “Choosing an International Searching Authority for your PCT application” (2024 年 11 月 19 日)
- “Choosing between US national phase entry or bypass continuation from your PCT application” (2024 年 11 月 21 日)
- “Making best use of ePCT to manage your PCT applications” (2024 年 12 月 3 日)
- “Making best use of PCT Declarations in your PCT application” (2024 年 12 月 10 日)

並びにウェビナーで使用されたプレゼンテーション資料は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://blog.oppedahl.com/pct-webinars/>

新しいウェビナー動画

ロシア語ウェビナー

以下のロシア語ウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- “The PCT and WIPO Services” WIPO Regional Webinar for Central Asian, Caucasus and Eastern European Countries (CACEEC) (2024 年 9 月 3 日)
- “PCT System: Filing documents/requests after filing the PCT application via ePCT. Live demonstration” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 9 月 24 日)
- “Patent Cooperation Treaty (PCT) and Transfer of Technology for Universities and Small Entities from CACEEC” (2024 年 11 月 12 日)
- “The PCT System: Advantages for Small Entities and Business Tools for them” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 11 月 28 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

PCT に関するウェビナー

ブルガリアの PCT 加盟 40 周年を記念するウェビナーと使用された資料が、PCT ウェビナーページからご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

資金難を理由とする優先権の回復の請求

Q: 当方は特許代理人です。クライアントの個人的な事情による資金難のため、優先期間が満了した一週間後に PCT 出願を行うよう指示されました。ePCT にて願書に優先権主張を入力したところ、優先権主張の権利は回復可能な旨が出願システムで表示されました。優先権の回復はどのように請求できるのでしょうか？また、このケースで、優先権が回復できる可能性はどの程度あるのでしょうか？

A: 優先権の回復は、国際段階で受理官庁に請求することも、国内段階で各指定官庁に請求することもできます。国際段階では、願書 (PCT/RO/101) の第 VI 欄に記載して請求するか、PCT 規則 26 の 2.3(e) に基づき適用される期間内 (通常、優先期間の満了から 2 か月) に受理官庁に別個の書簡を提出することにより請求可能です。

受理官庁に対して優先権の回復を請求する場合、なぜ優先期間内に国際出願できなかったのかを説明する「理由の陳述」(PCT 規則 26 の 2.3(b)(ii)) を提出しなければならず、その際に出願人は満たそうとする基準を考慮します。基準とは、PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) の意味における「相当な注意」を払った基準か、PCT 規則 26 の 2.3(a)(ii) の意味におけるより緩やかな「故意ではない」基準のいずれかとなります。

「相当な注意」基準は、出願人が、ある状況において、合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段をとっていた場合にのみ満たされます。対照的に、出願人が意図的に優先期間内に国際出願しなかったのであれば、「故意ではない」基準は一般的に満たされます。

どのような場合においてもご留意いただきたい重要な点は、受理官庁は、優先期間が終了した時点までの事実と状況のみを考慮することです。優先期間が満了した後になされた決定や生じた状況は考慮されません。優先期間が満了する時点で、出願人が意識的に国際出願しないことを決めて優先期間の満了後まで国際出願を先送りすることを決定した場合には、故意ではない基準を満たすことはできませんし、論理的に相当な注意の基準も満たすことはできません。

この実務アドバイスのケースでは、資金難により、クライアントは間違いなく困難な状況に置かれました。しかしながら、受理官庁は、資金難に至った理由は考慮せず、優先期限を徒過するに至った直接の理由のみを考慮の対象とします。出願人が優先期限内に国際出願しないことを意図的に選択した場合には、出願人は期限を徒過したことは故意ではなかったことの立証をすることはできず、したがって規則 26 の 2.3(a)(ii) の意味における故意ではないという基準を満たすことはできません。故意ではない基準が満たされないため、規則 26 の 2.3(a)(i) に基づくより厳しい「相当な注意」基準も満たすことはできません。一時的な資金難に関しては、国際出願日の取得に全ての手数料の支払は必要ではなく、受理官庁が国際出願を受理した日から 1 か月以内であれば、追加料金なしで支払うことができる点にご留意下さい (PCT 規則 14.1(c)、15.3 及び 16.1(f))。

一般に受理官庁が、自庁が適用する回復のための基準を満たさないと判断した場合には、様式 PCT/RO/158 (Notification of Intended Refusal of Request to Restore Right of Priority and/or Invitation to Furnish Declaration or Other Evidence 優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知及び/又は申立てその他の証拠の提出命令書) を発行して出願人に対して回復請求拒否の意図を通知し、当該受理官庁が定めた追加の期間内に、さらなる主張立証を提出する機会を与えます。この期間満了を待った後に、受理官庁は最終判断を行い、様式 PCT/RO/159 (Notification of Decision on Request to Restore Priority 優先権の回復の請求についての決定通知) によって出願人に通知します。

各受理官庁は、個々の事情に応じた分析を行っており、PCT 受理官庁ガイドライン (<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/texts/ro.pdf>) では、優先権の回復請求に対処する際に従うべき一般的な指針を幾つかの典型的なシナリオと考慮事項とともに説明しています。以下のリンクにてご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166m

(訳者注: 日本国特許庁による日本語仮訳抜粋が以下のリンクからご参照いただけます。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/yusenken_kaifuku/rogl.pdf)

一部の受理官庁は、PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づき、優先権の回復に関する規定がそれぞれの国内法令と不適合である旨を PCT の国際事務局に通知しており、その場合にはそれらの官庁に対して優先権の回復はできない点にご留意下さい。不適合の規定が有効である官庁の一覧については“PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities”の表をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) の意味における「相当な注意」を払った基準を満たすことについてのより詳しい情報は、PCT ニュースレター2020 年 2 月号に掲載されています。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_2.pdf

(訳者注: 日本語

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=14)

上記では、国際段階での受理官庁による優先権の回復請求の処理についてのみ説明している点にご留意下さい。冒頭で述べたとおり、出願人は、国内段階でも各指定官庁に対し優先権の回復を請求する機会があります。優先権の回復請求の方法に関する詳細は、PCT ニュースレター2015 年 9 月号の実務アドバイスを掲載されています。

www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct_news_2015_9.pdf

(訳者注: 日本語

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=66)